

議案第42号

久喜市行政センター設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため行政センターを設ける。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 行政センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 行政センターにおける事務分掌その他必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市総合支所設置条例の廃止)

2 久喜市総合支所設置条例(平成22年久喜市条例第10号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

名称	位置	所管区域
久喜市菖蒲行政センター	久喜市菖蒲町新堀38番地	久喜市のうち、平成22年3月22日における菖蒲町の区域
久喜市栗橋行政センター	久喜市間鎌251番地1	久喜市のうち、平成22年3月22日における栗橋町の区域
久喜市鷺宮行政センター	久喜市鷺宮6丁目1番1号	久喜市のうち、平成22年3月22日における鷺宮町の区域

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和6年4月1日付け組織機構改革を実施するにあたり、現在の総合支所を廃止し、新たに行政センターを設置したいので、この案を提出するものであります。